

# 2026年度 税制改正要望書

2025年10月

一般社団法人 電子情報技術産業協会  
会 長 漆間 啓

## 労働力不足において、持続的な経済成長には、デジタルテクノロジーを最大限活用することが必要

- 人口減少・労働力不足のなかでも、持続的な経済成長を図るには、デジタルテクノロジーを最大限活用することが必要。
- 一方、デジタル競争力ランキングでは日本は中位以下に留まり、海外のデジタルサービス利用に伴うデジタル赤字も拡大する収支構造。  
加えて、日本の潜在成長率は、米国等より低位を推移している状況。

## AI等のテクノロジーとBtoB分野のデータを掛け合わせる共創やイノベーションが重要

- 潜在成長率を高めるためには、AI等のテクノロジーとBtoB分野のデータを掛け合わせた社会全体のDXが求められており、現場のデータを有するユーザー産業とデジタル産業の共創を促すことが不可欠。そのイノベーション創出の根幹にあり、企業の持続的な成長に欠かせない研究開発の重要性は益々高まっており、AI等のデジタルテクノロジー（ソフトウェア）とそれらを支えるハードウェアの両輪で、研究開発から社会実装まで一気通貫で後押しすることが極めて重要。

## 政府においても、“分野を跨いだ技術融合による研究開発”、“テクノロジー徹底活用”を推進

- 政府においても、先端科学技術の推進と題し、国際競争を勝ち抜くために、“分野を跨いだ技術融合による研究開発・社会実装を一気通貫”や“AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化”が「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」にて明記。

## 持続的な成長に不可欠な研究開発と国際競争力を阻害しているCFC税制の抜本見直しを要望

- 当協会においても、社会課題の解決に貢献するべく、業種・業界を超えた共創の取組みも推進。この社会課題解決のカギとなるAI等のデジタルテクノロジーと、それらを下支えするキーデバイス（電子部品・半導体等）の連続的な研究開発を両輪で後押しする必要がある、税制面の支援を要望する。
- 国際課税分野においては、CFC税制において日本の課税ベースを浸食しない取引・所得に対する過剰課税が生じている現状に加え、経済のデジタル化・グローバル化を受けて日本でも国際最低課税制度が導入される中、制度枠組みが類似するCFC税制との二重の事務負担が生じており、日系企業の国際競争力の阻害要因となっている。国際競争力維持向上のためにはCFC税制の見直しが不可欠かつ急務であり、過剰課税の解消と過度のコンプライアンスコスト軽減に向け、CFC税制の本来の制度趣旨を踏まえた抜本見直しを要望する。

デジタル社会実装に向けた研究開発インセンティブ強化

## 研究開発税制

- 一般型の控除上限・控除率の維持
- 繰越控除制度の復活
- 戦略領域型（仮称）の創設
- オープンイノベーション型の見直し

GloBEルール導入を契機とした国際競争力の維持・向上

## 外国子会社合算税制（CFC税制）

### ■ 制度趣旨の整理とそれに基づく抜本的な見直し

#### <今年の優先要望：過剰課税の解消>

- M&Aにより取得した外国関係会社の買収前の所得や事業戦略の一環として実施されるグループ内再編取引に係る取扱いの見直し
- 清算中の外国関係会社の取扱いの見直し
- 経済活動基準等の判定に係る見直し

#### <次年以降も含めた要望：事務負担の軽減>

- GloBEルールの計算方法や必要情報の利活用
- 適用免除税率の引下げ

### 投資促進

- 高付加価値化・生産性向上に向けた設備投資（ソフトウェアを含む）を支援する税制措置の創設

### その他 要望

- パーシャルスピノフ税制の恒久化

## 視 要 点

デジタルテクノロジーの進化と  
法制度等の調和

- ✓ AI等のデジタル技術と現場のオペレーションデータの組み合わせたイノベーションとそれらを支えるキーデバイス（電子部品・半導体）が重要
- ✓ 経済のデジタル化、グローバル化に伴う新たな税制に対する日系企業の国際競争力維持・向上

## 【要望 1：研究開発税制】企業の持続的な成長に不可欠な研究開発について、国際的なイコルフットイング確保も踏まえ下記を要望する

### ◆ 一般型の控除上限・控除率の維持／繰越控除制復活

- ✓ 研究開発投資は中長期的な成長の源泉であり、短期的な変動に関わらず **一定規模の投資を維持することが重要**
- ✓ 景気動向や企業業績に左右されずに研究開発投資が継続されるよう、**現行制度の控除上限・控除率を維持しつつ**、OECD加盟国の多くの国が導入する**繰越控除制度を復活させることを要望**

○ 全産業に占めるIT・エレクトロニクス産業 ○ 電子部品・デバイス産業の研究開発費  
研究開発費総額

23年度 **20%**  
(3.2兆円)

<参考> 全産業  
**1.2倍** (16⇒23年度)

○ AI研究開発における  
全産業に占めるIT・エレクトロニクス産業

	AI研究開発企業数	AI研究開発費
21年度	<b>11%</b> (41社)	<b>24%</b> (223億円)
23年度	<b>15%</b> (75社)	<b>61%</b> (1,124億円)

(出典) 日本：総務省「科学技術研究調査報告」よりJEITA作成



### ◆ 戦略領域型（仮称）の創設

- ✓ 国際競争力向上に向け、今後のデジタル社会実装を支える先端技術分野の更なる後押しが重要
- ✓ **AI等のデジタル技術と現場ナレッジを融合しオペレーションを最適化**する研究開発の強化

#### 重要技術分野例



- 人工知能（AI）、量子情報技術
  - 先進コンピューティング
  - 半導体及びマイクロエレクトロニクス 等
- 重要・新興技術  
(critical and emerging technologies)



- AI技術、量子技術 等
  - 第6期科学技術・イノベーション基本計画
  - マイクロプロセッサ・半導体技術・先端電子部品 等
- 経済安保推進法における特定重要技術  
／特定重要物資

研究開発総額に占める  
AI研究開発費(2022年)

**5.4%**  
(4.9兆円)

**1.2%**  
(0.18兆円)

— 国別AIランキングR&D2022年 —  
(スタンフォード大学人間中心AI研究所)

**1位** 19.29

**8位** 1.61

<創出>  
AI論文  
特許件数  
基盤モデル 等

R&Dスコア  
評価項目

AI学術誌掲載数、カンファレンス 論文数・引用数、AI特許取得件数 機械学習モデル、基盤モデルのデータセット・アプリケーション、GitHubプロジェクト 等

(出典) 日本：総務省「科学技術研究調査報告」、  
米国：National Center for Science and Engineering  
Statistics「Business Enterprise Research and  
Development (BERD) Survey」よりJEITA作成

(出典) Stanford University Human-Centered Artificial  
Intelligence「Global AI Vibrancy Tool」

### ◆ オープンイノベーション型の活用拡大に向けた抜本的な要件見直し

特別試験研究費  
控除制度（OI型）

- 大学との契約における研究支援経費等の**間接経費の試験研究費の対象化**
- 特別試験研究費の**監査手続きの簡素化**

新規高度研究業務  
従事者（博士人材  
等）人件費の  
税額控除制度

- 博士課程へ社員を派遣した場合の**人件費・授業料等、高度研究人材の教育訓練費**への対象拡大
- **人件費が前年度比3%以上増加しているという適用要件の撤廃**
- 「**博士号を授与されて5年を経過しない者**」に限る要件の**廃止又は拡大**
- **研究テーマの3条件**である、「自ら提案した研究テーマの研究」、「公募された研究テーマの研究」、「ある研究テーマの研究者が公募され応募した研究」の**撤廃又は緩和**

	日本	米国	英国	仏国	韓国
控除 上限	原則 25%	他の政策減税と 合算で最大約75%	上限なし		上限なし 他の政策減税と合算での 最低限税率あり
繰越 控除	×	○ 10年	○ 無期限	○ 3年	○ 10年

(出典) 経済産業省 研究開発税制の在り方に関する研究会 配布資料よりJEITA作成

# 2026年度 税制改正要望

## 要望2：外国子会社合算税制（CFC税制）

- ✓ グローバル・ミニマム課税の導入に伴う国際課税に係る国内外の状況変化を踏まえ、経済産業省「日本企業の海外展開動向を踏まえた国際課税制度のあり方に関する研究会」は、日系企業の国際競争力の阻害要因となっているCFC税制における主な課題を整理した上で、見直しの方向性を検討し、最終報告書を公表（2025年6月30日）。
- ✓ 当協会は、企業の国際競争力の維持・向上の観点で、「**軽課税国への所得移転による日本の課税ベースの浸食を防止する**」というCFC税制の本来の趣旨を**基本とした制度への抜本的な見直しを要望**。
- ✓ 本年は、特に、ビジネス上日本の課税ベースを浸食していないことが明らかであり**優先的に解決すべき課題**として、**過剰課税の解消に向けた下記①～③を要望**する。加えて、事務負担の軽減（④⑤）、およびその他の制度趣旨を超えた課税ケースの解消に向け、次年以降を含め継続的な検討が不可欠。

### 制度趣旨との整合

「CFC税制の趣旨：軽課税国への所得移転による日本の課税ベースの浸食防止」を基本とした制度への抜本的な見直し

本年の優先要望

過剰課税の解消

#### ● 現地進出/撤退時における取扱い

M&Aにより取得した外国関係会社含めグループ内の再編取引に伴う所得や、清算中の外国関係会社における所得について、過剰課税が生じている

#### ● 経済活動基準等の判定

経済活動基準やペーパーカンパニー判定基準がビジネスの実態と乖離しており、過剰課税及び事務負担が生じている

#### ● グローバル・ミニマム課税導入に伴う事務負担の増加

特に両制度の対象企業において、過度な事務負担が生じている

- ① M&Aにより取得した外国関係会社の買収前の所得や事業戦略の一環として実施されるグループ内再編取引に係る取扱いの見直し
- ② 清算中の外国関係会社の取扱いの見直し
- ③ 経済活動基準等の判定に係る見直し
- ④ GloBEルールの計算方法や必要情報の利活用
- ⑤ 適用免除税率の引下げ

含めた要望を  
次年以降を

事務負担の  
軽減

## 要望2：外国子会社合算税制（CFC税制） ※今年の優先要望

### ① M&Aにより取得した外国関係会社の買収前の所得や事業戦略の一環として実施されるグループ内再編取引に係る取扱いの見直し

- ✓ M&Aにより取得した外国子会社において買収完了前に生じていた所得は、日本の課税ベースの浸食が生じていないことが明らかであるにもかかわらず、外国子会社の事業年度末における株主が日本企業であればCFC税制の適用対象となり、本来の制度趣旨よりも広範囲の所得に対して合算課税が生じている。
- ✓ また、買収直後に行われるPMI（統合プロセス）の局面に限らず、過去に海外M&Aにより取得した外国子会社や自社で設立した外国子会社についても、事業環境の変化等による経営上のニーズからグループ内再編を検討する際に、グループ内再編の過程で非課税所得が生じCFC税制の合算対象となる等、機動的なグループ内再編が阻害されるケースがある。
- ✓ M&Aにより取得した外国関係会社について、PMI特例の適用有無に限らず、合算課税を買収後一定期間猶予する、または買収後一定期間内に実現した所得（例：株式譲渡益、事業譲渡により生じた利益）を合算対象外とするよう要望。
- ✓ 加えて、機動的なグループ再編を阻害しない観点から、M&Aにより取得した外国関係会社のみならず、国外から国内への外国関係会社株式を用いたクロスボーダー現物分配の課税繰延を認めるよう要望。

### ② 清算中の外国関係会社の取扱いの見直し

- ✓ 現地撤退のための外国子会社を清算する際、清算前はCFC税制適用外であったにもかかわらず、清算プロセスにおける事業用資産の売却や従業員の解雇等により経済実体を失い、清算事業年度においてペーパーカンパニーと判定され、清算事業年度に生じたあらゆる所得が全部合算の対象となるケースがある。また、日本親会社等による債務免除が行われる場合に、外国子会社に形式的に生じる債務免除益が、経済的な実質が乏しいにもかかわらず、合算対象となるケースがある。
- ✓ 清算中の外国子会社について、清算手続開始前の事業実体を考慮した経済活動基準の判定やペーパーカンパニーの判定を認めること、加えて、清算中の内国法人において一定の場合には期限切れ欠損金の損金算入が認められていることとの整合性や、グローバル・ミニマム課税において一定の要件を満たす債務免除益を所得から除外する特例が認められていることを踏まえ、清算中に生じた債務免除益について、全部合算対象となる非課税所得等／部分合算対象となる異常所得から除外するよう要望。
- ✓ あるいは、清算前はCFC税制適用外であったが清算事業年度においてペーパーカンパニーと判定されるケースで、清算前の事業年度に生じた欠損金を控除可能とすることを要望。

### ③ 経済活動基準等の判定に係る見直し

- ✓ 経済活動基準及びペーパーカンパニー判定における管理支配基準について、「その本店所在地国においてその事業の『管理、支配及び運営』を『自ら』行っていること」と定められ、外国子会社が自らの事業計画の策定等を行い、その事業計画等に従い裁量をもって事業を執行し、その結果及び責任が当該外国子会社に帰属しているか否かを総合勘案することが求められるが、グループ経営が複数国に跨り行われるビジネスの実態との乖離が生じており、合理的な経済活動を行っているにもかかわらず管理支配基準を満たせず合算対象となるケースがある。
- ✓ また、実体基準についても、リモート勤務等事業環境が多様化するなかで、人が活動していることが明らかであるにもかかわらず、固定施設を有するという実体基準を満たさないケースがある。
- ✓ 管理支配基準について、事業計画の策定に関する企業群グループによる指示・命令を認めること、現行の個社単位での判定を原則としたうえで、グループ経営が合理的に行われていると客観的に認められる一定の場合には、グループでの判定を認めることを要望。
- ✓ 実体基準について、人員を有し事業活動を行っていることが明らかな外国子会社が、固定施設の有無を柔軟に判断できるよう取扱いの明確化を要望。
- ✓ 事業上の合理性が認められる中間SPCについて、ペーパーカンパニー特例の適用範囲拡大も視野に、一律に合算対象となることのないよう措置を要望。

## 要望2：外国子会社合算税制（CFC税制）※次年以降含めた要望

事務負担の軽減

### ④GloBEルール の計算方法や必要情報の利活用

- ✓ GloBEルールにおける実効税率計算は、様々な関連データの収集が必要かつ非常に複雑なルールであり、CFC税制と併せて対応が必要な日系企業にとって大きな実務工数ならびにコスト負担が生じ、国際競争力の阻害要因となっている。
- ✓ 両制度は趣旨は異なる一方で、外国子会社の現地課税後に追加的な課税が必要な部分に対して親会社の本国にて課税を行うという点では共通する。
- ✓ 企業の負担軽減に向け、**GloBEルールの対象企業については、GloBEルールにおける実効税率計算をCFC税制における租税負担割合の算定においても選択適用可能（但し、一定期間の継続適用を前提）とすることや、それぞれの計算に要する情報の利活用等**を検討するよう要望。
- ✓ また、「第2の柱」のセーフハーバーテストが適用される場合のCFC判定に用いられる租税負担割合の計算については、第2の柱の移行期間CbCRセーフハーバーの**簡易ETR（実効税率）テストと同様の方法と**するとともに、今後、恒久的セーフハーバーが導入された場合には、**恒久的セーフハーバーのETR（実効税率）を使用すること**も要望。

### ⑤適用免除税率の引下げ

- ✓ 一般的に、親会社が、外国関係会社がCFC税制の適用対象か否かを判定するためには、外国関係会社からの情報収集等に膨大な作業工数やコスト負担が生じる。
- ✓ さらに、平成29年度税制改正により租税負担割合が20%以上30%（令和6年4月1日以後開始事業年度からは27%）未満の外国関係会社が制度適用対象か否かの判定対象となったことで、判定対象となる外国関係会社数が大幅に増加し、税務調査対応を含めた事務負担が増大している。
- ✓ GloBEルールの基準税率が15%と国際的に合意されたこと、及び当該税率が現行法人税の実効税率約30%の半分であることを踏まえ、適用免除税率について、**「20%以上」から「15%以上」への引下げ**を要望。
- ✓ これにより、制度適用対象か否かの判定対象となる外国関係会社の数が減少し、大きな負担軽減が見込まれる。

## 要望3：高付加価値化・生産性向上に向けた設備投資（ソフトウェアを含む）を支援する税制措置の創設

- ✓ 人口減少のなか、潜在成長率を向上していくためには、あらゆる産業がデジタルテクノロジー等も活用し、製品・サービスの付加価値を高めることが重要
- ✓ 諸外国においても投資促進策が強化されるなか、産業分野でのデータの活用等による高付加価値化・生産性向上に向けて、ハードウェア・ソフトウェア両面の投資を支援する税制措置の創設を要望

### その他要望

#### パーシャルスピノフ税制の恒久化

- ✓ 予見可能性を確保し、企業の事業ポートフォリオの組替えを促進するため、パーシャルスピノフ税制の適用期限を廃止し、恒久的な措置とすることを要望